

報酬の変化に対する需給の反応の「大きさ」を正確に測定するためには最も有効な手段は「無作為抽出試験(RCT)」である。例えば、ある地域・事業

の効果をかなりの確度で予め知ることが可能となる。

3. 介護サービスに対する「価格彈力性」

「介護報酬」改定もまた、「診療報酬」改定と同様、その時々の重点課題に焦点を当たした政策目標を達成するため、介護サービスの供給者と需要者に行動変容を促すインセンティブを与える「価格政策」と提えることができる。

例えはある特定のサービスによっては「介護報酬」が上がったり下がったりすれば、提供者は収入を増やそうと、当該サービスの供給量を増やすかもしれない。他方、消費(以下、需要者)にとっては「介護報酬」イコール「値段」であり、値段の上昇は家計支出への負担を増やしてしまうかもしれない。そのサービスの需要量を減らす可能性がある。このように、「報酬」の変化に対する供給者と需要者の反応がプラスかマイナスか、その「方向」については、直観的に予測することができる。

しかし、介護であれ医療であれ、報酬改定を「価格政策」として有効に機能させるためには、仕組みとなっている。つまり、反応の「大きさ」を見極めることが重要だ。このことは、筆者が共同執筆者の一人として、The European Journal of Health Economics (First Online: 2019年3月)に掲載された結果を紹介しておこう。本研究では、2006年1月から2015年12月までに介護認定を受け、観察期間内に死亡した約150万人を対象に、介護レセプト情報を月単位で集積した「介護給付費実態調査」を用い、介護サービス全般に対する価格弾力性の推定を行った。その結果、価格弾力性は約0.2である。つまり、介護サービス全般に対する需給は約0.1%程度しか減少せず、医療と同じく、介護もまた要支援・要介護者に

創設以来、介護事業所や施設等への「対価」として支払われる「介護報酬」については3年毎の改定が行われてきた。したがって、2年毎に改定される医療に対する診療報酬とは、必然的に6年に一度、改定時期が重なることになる。両者の同時改定となつた2018年度は、①医療と介護との連携を目的とした地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの

実現、③介護サービス供給体制における機能分化・効率化を目的とした多様な人材の確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保の四つを主眼とする見直しが行われ、全体の改定率では、2015年度におけるマイナス改定(△2.27%)から一転し、+0.54%となつた。

介護保険制度では、「コスト」を見据えたサービス毎の介護報酬が設定され、事業所や施設の供給体制及び利用者の状況等に応じ、加算や減算が講じられる仕組みとなつていている。つまり、反応の「大きさ」を見極めるこ

価格政策の視点から 考える介護報酬改定

早稲田大学教授

野口 晴子

1. 「介護報酬」改定の目的

「介護報酬」改定もまた、「診療報酬」改定と同様、その時々の重点課題に焦点を當てた政策目標を達成するため、介護サービスの供給者と需要者に行動変容を促すインセンティブを与える「価格政策」と提えることができる。

例えはある特定のサービスによっては「介護報酬」が上がったり下がったりすれば、提供者は収入を増やそうと、当該サービスの供給量を増やすかもしれない。他方、消費(以下、需要者)にとっては「介護報酬」イコール「値段」であり、値段の上昇は家計支出への負担を増やしてしまってもそれ、そのサービスの需要量を減らす可能性がある。このように、「報酬」の変化に対する供給者と需要者の反応がプラスかマイナスか、その「方向」については、直観的に予測することができる。

しかし、介護であれ医療であれ、報酬改定を「価格政策」として有効に機能させるためには、仕組みとなっている。つまり、反応の「大きさ」を見極めるこ

所や施設・人を対象として、一定期間介護報酬を据え置く群と、介護報酬を改定する群とに無作為に振り分け、これら二つの群で需給両面での行動変容にどのような違いがあつたかを観察するという手法である。

実際、介護サービスではないが、医療に対する需要についての内容によつても異なるだろう。違うだろうし、さらに、サービスの内容によっても異なるだろう。もし、サービス毎に、供給者や需要者が、報酬改定にどのように反応するか、その「大きさ」を予見することができれば、個別の重点課題に対する改定率の効果をかなりの確度で予め知ることが可能となる。

3. 介護サービスに対する「価格弾力性」

「介護報酬」改定もまた、「診療報酬」改定と同様、その時々の重点課題に焦点を當てた政策目標を達成するため、介護サービスの供給者と需要者に行動変容を促すための政策手段としては限界があることを示唆される。

しかし、本研究が分析対象としたのは、あくまでも介護サービスを受ける需要側の反応であり、サービス提供者である事業所や施設等の供給側の反応ではないこと、さらに、サービス毎の価格弾力性の違いは分析されていない。過去の改定プロセスを見れば、医療・介護とともに、報酬改定は、供給側へのインセンティブ付けによる政策誘導にては、医療・介護とともに、改定が置かれていることは明白である。

したがって、「価格政策」としての報酬改定の有効性を担保し続けるためには、改定に対する供給側の反応の「大きさ」を正確に把握することの何らかの仕掛けが必要となるだろう。これに対する筆者の考えは、国家戦略特区等を活用して、日本で一度は「フィールド実験」を実施することというものであるが社会全体の合意を得るにはおそらく長い時間がかかるだろう。

2. 政策における「価格弾力性」の意義

「報酬(価格)」の変化率に対する需給両者の反応の「大きさ」を測る有効な尺度が、いわゆる「価格弾力性」である。価格弾力性とは、前段の例でいえば、仮に当該介護サービスに対する「報酬」が1%引き上げられた場合、供給量や需要量が何%増減するのかを意味している。

例えは1%の報酬変化に対し、需給の変化の大きさが1%

未満だった場合は、「報酬」の変化率よりも需給量の変化率が小さく、このことは、報酬変化に対する需給の反応が鈍く、非弾力的であることを意味している。

したがって、報酬改定による需給の行動変容は起こりにくく、政策目標の達成にはかなり大胆な改定率を設定する必要があるだろう。

他方、1%の報酬変化に対する需給の変化の大きさが1%を超える場合は、報酬の変化率よ